【EU】オープンデータ及び公共部門情報の再利用に関する指令

海外立法情報課　濱野　恵

＊2019 年 6 月、オープンデータ指令が公布された。同指令は、国や地方公共団体、公営企業等が保有する情報及び研究データの再利用を促進するための最低限の要件を定める。

1　背景・経緯

2003 年、EU は、公共部門が保有するデータの再利用（二次利用）に関する基本的な条件を定める「公共部門情報の再利用に関する指令」（Directive 2003/98/EU）を策定した。同指令は、2013 年に Directive 2013/37/EU により改正され、2018 年 7 月 18 日までに指令の規定内容の見直しが行われることとなっていた。一方、2015 年 5 月、欧州委員会は、デジタル分野のサービスやコンテンツが域内で国境を越え自由に流通・展開される「デジタル単一市場（Digital Single Market）」を実現するため、「欧州デジタル単一市場戦略」（COM(2015) 192 final）を策定した。2017 年には、「デジタル単一市場戦略中間レビュー」（COM(2017) 228 final）を公表し、既存の法令の評価を基に、公共部門及び公的な資金援助を受けて作成された情報の再利用等に関する提案を 2018 年春までに行うとした。

こうした流れを受けて、2018 年 4 月 25 日、欧州委員会は、「公共部門情報の再利用に関する指令案」（COM(2018) 234 final）を公表した。指令案は、欧州議会及び EU 理事会での審議により、指令の目的をより明確に表す「オープンデータ」（自由に利用可能な形式で公表されているデータ）を題名に追加する等の修正を経て、2019 年 6 月 26 日、「オープンデータ及び公共部門情報の再利用に関する指令」[1]（Directive (EU) 2019/1024. 以下「オープンデータ指令」）として公布された。

2　指令の概要

オープンデータ指令は、全 6 章 21 か条及び附則 3 編から成る。第 1 章（第 1 条～第 3 条）は目的等の一般規定、第 2 章（第 4 条）は情報再利用の要求、第 3 章（第 5 条～第 10 条）は再利用される情報の条件、第 4 章（第 11 条、第 12 条）は非差別及び公正な取引の原則、第 5 章（第 13 条、第 14 条）は「価値の高いデータセット（high-value dataset）」の再利用、第 6 章（第 15 条～第 21 条）は施行日等の最終規定を定める。加盟国は、2021 年 7 月 17 日までに指令の内容を国内法化することが求められる。同日、2003 年の指令（Directive 2003/98/EU）は廃止される。

（1）目的及び定義

オープンデータ指令は、オープンデータの利用を促進し、製品・サービスのイノベーションを活性化するため、公的部門が保有している情報（document）[2]の再利用及び再利用を容易にするための手順に適用される最低限の要件を定める。対象は、①公共団体（public sector body）[3]が

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 1 月 14 日である。

[1] Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on open data and the re-use of public sector information, OJ L172, 2019.6.26. <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/1024/oj>

[2] 紙、デジタル、音声、動画等の媒体・形式を問わない、あらゆるコンテンツをいう。

[3] 国や地方自治体及び特定の目的を達成するために法律によって設立・管理される団体等をいう。

保有する情報、②指令 2014/25/EU で規定する分野（電気・ガス・水道・交通・郵便等）で活動する公営企業（public undertaking）[4]等が保有する情報、③研究データ[5]である。ただし、公共団体の公益活動以外の活動による情報や、第三者が知的財産権を有する情報、安全保障上・統計上・商業上の守秘義務等に関する機微（センシティブ）情報、個人情報等は、対象とならない（第 1 条）。加盟国は、オープンデータ指令の適用範囲にある情報の商用又は非商用目的での再利用が可能であるよう確実に取り計らわなければならない（第 3 条）。

（2）再利用の要求

公共団体は、情報再利用の要求があった場合には、20 日以内にその可否を回答し、利用可能な場合には要求のあった情報を要求者が利用できるようにし、利用不可の場合にはその理由を要求者に伝達する。この義務は、公営企業、教育・研究機関には課されない（第 4 条）。

（3）再利用される情報の要件

公共団体及び公営企業は、既存の形式又は言語によって、可能な場合には電子的に、保有情報を利用可能にする。これは、自由に利用可能であり、機械可読であり、アクセス可能であり、見付けることができ、再利用可能な形式によるものとし、メタデータを付与する。加盟国は、公的団体及び公営企業が、設計及び初期設定としてオープンにする（open by design and by default）という原則に則って情報を作成し、利用可能にするよう奨励する（第 5 条）。再利用される情報は、原則として無償で提供される。ただし、情報を再利用可能にするために要した限界費用（marginal cost）の徴収は認められる（第 6 条）。情報の再利用には、原則として条件を付してはならない。再利用の利用許諾（ライセンス）を付与する場合には、加盟国は、個別の事案に合わせることが可能な標準ライセンス[6]がデジタル形式で提供され、電子的に処理されるよう取り計らう（第 8 条）。加盟国は、再利用が可能な情報の検索を容易にするため、保有する主な情報のリストを作成し、ポータルサイト上で公開する等の仕組みを構築する（第 9 条）。研究データに関し、加盟国は、適切な国内法令の制定等を通じ、公的な資金援助を受けた研究データが自由に利用可能な形式で提供されるよう支援する（第 10 条）。

（4）非差別及び公正な取引の原則

情報再利用に条件が付される場合、その条件は他の同等の種類の再利用に適用されるものと比して差別的であってはならない（第 11 条）。公的団体及び公営企業と第三者の間で、情報再利用に関する排他的な取決めを行うことは、原則として認められない（第 12 条）。

（5）価値の高いデータ

「価値の高いデータセット」とは、付加価値の高い情報製品の開発や人工知能（AI）の発展に貢献し、その再利用が社会、環境や経済の利益となり得るデータである。オープンデータ指令においては、地理空間、地球環境観測、気象、統計、企業及び企業所有者の情報等を指す（第 13 条、附則第 I）。欧州委員会は、対象となる具体的な情報のリストを策定する。リストに掲載のデータは、無償で、機械可読で、適切な API（外部提供インタフェース）を通じ、必要に応じて一括ダウンロード（bulk download）により、提供されなければならない（第 5 条、第 14 条）。

---

[4] 資金や運営面等で公共団体が直接又は間接に影響力を及ぼす企業をいう。
[5] 科学研究の過程で収集されたデジタル形式のデータ等をいう。
[6] 再利用に関する所定の利用条件をデジタル形式で示すものをいい、オンラインで利用可能な標準的なパブリック・ライセンスと互換性のあることが望ましいとされる。